

令和3年2月12日
四国電力送配電株式会社

卸電力市場価格の高騰を踏まえた特別措置について (令和3年1月インバランス料金の分割支払)

当社は、本年1月29日、経済産業省から、この冬の厳しい寒さと天候不順等による電力需給のひっ迫に起因する卸電力市場価格の高騰を踏まえ、本年1月分の接続供給に係るインバランス料金^{※1}について、小売電気事業者が均等に分割して支払うことを可能とする手続きを行うよう要請を受けました。

本要請を踏まえ、2月10日、「託送供給等約款^{※2}以外の供給条件」を経済産業大臣に認可申請し、本日、認可を受けましたので、お知らせいたします。

特別措置の主な内容は別紙のとおりです。

※1 小売電気事業者が電力広域的運営推進機関へ提出した日々の需要計画に対する需要実績の差分を「インバランス」といいます。

需要と供給を一致させるために、インバランスについては、一般送配電事業者が補給等を行っており、当該補給等に係る精算額を「インバランス料金」といいます。

※2 小売電気事業者や発電事業者等が当社の送配電設備を利用する場合の料金等の供給条件を定めたものを「託送供給等約款」といいます。

以 上

特別措置の主な内容

1. 内 容

令和3年1月分のインバランス料金（3月上旬に当社が小売電気事業者に請求する不足インバランス料金から、当社が小売電気事業者にお支払いする余剰インバランス料金を差し引いた料金をいいます。）を最大5か月間にわたり、均等に分割して支払うことを可能とします。（4月上旬以降に分割支払いに応じた支払期日を順次設定）

2. 適用対象料金

令和3年1月1日から1月31日までのインバランス料金

3. 適用対象の事業者

当社に申込があり、以下の①から③の要件をすべて満たしている小売電気事業者

- ① 今般の卸電力市場価格の急激な高騰に伴い、市場価格に連動して高額な電気料金の請求を受ける需要家や、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける需要家の求めに応じて、支払猶予等の措置を講じていること
- ② 以下のいずれにも当てはまらないこと
 - ・ 令和3年1月を含まない直近2会計年度のいずれの収支においても赤字を計上していること
 - ・ 令和3年1月を含まない直近の会計年度における収支において売上・営業利益・純利益額のいずれもが、前期および前々期に比して悪化していること
- ③ 分割支払い措置が講じられている期間において、卸電力市場における売買取引以外の方法により一定の電力を調達する契約を締結していること

4. 特別措置のお申込み方法

令和3年2月15日から3月15日までの間に当社の託送サービスセンターまで所定の様式によりお申込みください。お申込みをいただいた後、当社は経済産業省と協議のうえ審査を行い、審査結果を通知いたします。

5. お問い合わせ窓口

四国電力送配電株式会社 託送サービスセンター

T E L : 0 5 0 - 8 8 0 1 - 3 7 5 9

受付時間 : 9 : 0 0 ~ 1 2 : 0 0、1 3 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0

土曜日、日曜日、祝日は除く

以 上